

マレーシア政府による日本からの食品輸入に対する規制について

在マレーシア日本大使館・経済部

平成23年3月31日

最終改定：平成25年2月19日

(改定：平成23年4月13日、4月29日、5月24日、7月5日、7月12日、10月5日、11月11日、12月16日、
平成24年2月24日、3月15日、7月10日、8月8日、8月16日、9月6日、10月18日、11月29日)

平成25年3月1日をもって、東日本大震災後に日本産食品に課せられていた輸入規制が解除されることとなりましたのでお知らせします。

マレーシア保健省は、平成25年2月15日に以下の決定を行いました。

- | |
|---|
| (1) 3月1日をもって、 <u>すべての都道府県をレベル5輸入検査の対象から除外する</u> |
| (2) 同様に3月1日をもって、 <u>産地証明の添付義務を廃止する</u> |

これにより、3月1日以降は、産地証明の添付は必要とされず、マレーシア到着後のレベル5輸入検査も行われません。

なお、マレーシア保健省は、今後も日本産食品について、放射性物質の混入の有無を継続してモニターしていくこととしています。

- マレーシア保健省の問い合わせ先
保健省食品安全・品質局 上級課長補佐 タイアラン氏
Mr. Thayalan A/L Ramadas
Senior Principle Assistant Director
tel: 03-8883-3558/-3520 fax: 03-8889-3815

- 在マレーシア日本国大使館の担当
経済部・小川 03-2177-2714 (直通) syun.ogawa@mofa.go.jp
経済部・柳沼 03-2177-2723 (直通) hiroshi.yaginuma@mofa.go.jp

別添1 これまでの経緯

別添2 平成25年2月15日付け保健省書簡

別添1 これまでの経緯

平成23年3月11日 東日本大震災の発生

3月16日 マレーシア保健省が、4月15日以降に日本から輸入される食品は、放射能基準適合証明書を添付しなければならない旨発表。また、それまでの間、日本から輸入される食品は、その産地や種類を問わずすべて、マレーシア政府によってサンプルを採取され、検査によって放射能基準に適合していることが確認されるまで、流通が制限されることとされた(レベル5輸入検査)。

4月11日 保健省が、4月15日以降に日本から輸入される食品は、放射能基準適合証明書が添付されていなければ、輸入が拒否されると発表。

4月15日 放射能基準適合証明書の添付制度が施行

4月27日 11都県(福島県、茨城県、群馬県、栃木県、宮城県、山形県、新潟県、神奈川県、埼玉県、東京都及び千葉県)以外で採取等された食品は原産地証明書を添付することで輸入を認めることなどを柱とする食品輸入規制の変更が発表された。

4月29日 証明書の様式、4月27日から5月22日までの移行期間中の措置等の発表。

5月23日 4月27日に発表された食品輸入規制の施行。(日付証明、産地証明または放射性能基準適合証明書のいずれかの添付を義務付け。)

7月 5日 輸入規制の見直しの発表 (7月1日到着分より適用)

- ① 新潟県、山形県、東京都で産出した食品は、産地証明のみで輸入可能
- ② 8県(福島県、茨城県、群馬県、栃木県、宮城県、神奈川県、埼玉県及び千葉県)で産出した食品は、産地証明を添付した上で、マレーシア到着後、放射能検査を受けること (レベル5輸入検査。検査費用は輸入者負担。)

8月 1日 埼玉県産の食品から、3ヶ月間、基準値を超える事例が見つからなかったことを踏まえ、レベル5輸入検査対象県(上述②)から、埼玉県が除外される。

9月26日 日本国内の検査で、埼玉県産の茶葉2検体からマレーシアの基準を超えるセシウムが検出されたことを受け、埼玉県がレベル5輸入検査対象県に再指定される。

9月29日 レベル5輸入検査対象県から、群馬県及び神奈川県が除外される。

11月2日 長野県がレベル5輸入検査対象県に指定される。

11月10日 神奈川県がレベル5輸入検査対象県に再指定される。(規制の実施は11月21日から)

12月16日 群馬県がレベル5輸入検査対象県に再指定される。(規制の実施は12月26日から)

平成24年1月16日 千葉県がレベル5輸入検査対象県から除外される。

1月30日 長野県がレベル5輸入検査対象県から除外される。(規制の緩和は2月1日から)

2月17日 神奈川県及び埼玉県がレベル5輸入検査対象県から除外される。(規制の緩和は2月15日から)

3月6日 群馬県がレベル5輸入検査対象県から除外される。(規制の緩和は3月5日から)
この時点で、レベル5輸入検査対象県は、福島県、茨城県、栃木県、及び宮城県
の4県。

6月28日 レベル5輸入検査対象県及び対象品目の見直し (規制の緩和は7月1日から)
茨城県、栃木県、宮城県産の食品(きのこ類を除く)はレベル5輸入検査が免除さ
れ、産地証明の添付のみで輸入が認められることとなった。

8月3日 茨城県及び栃木県がレベル5輸入検査対象県から除外される一方、宮城県産の
魚介類が新たにレベル5輸入検査対象に指定された。(規制の変更は8月15日から)

8月15日 栃木県産のきのこ類が再度レベル5輸入検査対象に指定される。

8月30日 群馬県産のきのこ類が再度レベル5輸入検査対象に指定される。(規制の変更は9
月10日から)

9月17日 岩手県産のきのこ類がレベル5輸入検査対象に指定される。(規制の変更は10月1
日から)

10月15日 宮城県産のきのこ類及び魚介類がレベル5輸入検査対象から除外される。

10月29日 長野県産のきのこ類がレベル5輸入検査対象に指定される。(規制の変更は11月
12日から)

12月1日 群馬県及び栃木県産のきのこ類がレベル5輸入検査対象から除外される。

平成25年1月18日 岩手県及び長野県産のきのこ類がレベル5輸入検査対象から除外さ
れる。(規制の変更は2月1日から)

2月15日 輸入規制の解除 (規制の緩和は3月1日から)

① すべての都道府県をレベル5輸入検査の対象から除外する

② 産地証明の添付義務を廃止する

(※ ただし、今後も日本産食品について、放射性物質の混入の有無を継続してモニター)

Dear Sir,

Lifting of Requirement for Declaration for Import of Food Products from Japan

I would like to refer to the above matter and our previous letter [Ref: (49) dlm.KKM-163/EI/62 jld 2] dated 18 January 2013.

2. As you are aware, Malaysia will remove any prefecture from the list of affected prefectures if any one of them is in compliance with Codex standard for a period of three (3) consecutive months. Based on this principle, Malaysia agrees to remove **Fukushima** from affected prefectures effective from 1 March 2013.

3. Therefore, Malaysia is pleased to inform you that effective from 1 March 2013, the requirement for declaration of the Competent Authorities in Japan for all food imported from Japan will be lifted.

4. However, the Ministry of Health Malaysia will continue to monitor food products from Japan for radioactive materials.

Your cooperation in facilitating the implementation of these requirements is very much appreciated.

Thank you.



(NORAINI BT. DATO' MOHD. OTHMAN)
Senior Director for Food Safety and Quality
Ministry of Health, Malaysia